

第一種圧力容器 使用検査フロー図 検査申請は早めに(原則、検査受検希望日の30日前まで) **〈別添1-2〉**
 [製造時等検査後1年以上又は保管証明期間を超え未設置の容器、廃止した容器を再び設置・使用する者が申請]

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
 登録製造時等検査機関・登録性能検査機関
 ・登録個別検定機関・登録教習機関

管轄都道府県労働局(登録製造時等検査機関)の対応
 製造等検査実施証明等の交付
 構造検査・溶接検査・使用検査
 管轄労働基準監督署の対応
 設置(移転・移設)・変更届
 落成検査・変更検査・使用再開検査
 検査証の取扱い

- ① 申請前の構造・溶接・使用検査(明細書等)が不明の場合、検査実施の証明
 →対応先は検査実施した都道府県労働局(登録製造時等検査機関) 証明書面入手後に使用検査申請
- ② 容器打刻印が不明、若しくは明らかにならない場合
 →相談先は管轄都道府県労働局(判明しない場合は使用検査申請を受付けできない)
- ③ 製造時等検査後二年以上未設置(保管状況が良好 保管証明書がある場合)
 →保管証明制度は管轄都道府県労働局 証明書については発行者 証明確認後に使用検査申請
- ④ 経歴概要に変更等があるが変更届などの内容が不明である場合
 →相談先は管轄労働基準監督署(判明しない場合は使用検査申請を受付けできない)
- ⑤ 容器の廃止、移設などの解釈・取扱い
 →対応、相談先は検査証交付労働基準監督署 廃止は検査証返還(廃止報告等)を示す書面
- ⑥ 管轄都道府県労働局とは、基本的に製造等検査を実施、明細書を交付した労働局

ステップ1(事前準備)
 検査申請者・申請書面の内容

- ① 使用検査申請書(ボ圧則第57条 様式第13号に準じる)→ボイラ・クレーン安全協会様式
 →申請書備考欄より申請前の構造・溶接・使用検査関係の資料添付
 (資料が無い場合、検査受検・明細書の局交付証明書、刻印いし刷り・写真等の提出により検討)
- ② 明細書(ボ圧則様式第23号)
 →備考欄より容器構造、安全装置の概要などを示す図面の添付が必要
- ③ 審査・検査時の確認に必要な(参考資料 検査合格後、交付明細書に添付する場合あり)
 * 申請する理由(未設置及び設置の理由、使用条件の変更等を含む)
 * 使用廃止を証する書面(監督署長へ検査証返還、廃止報告等の写)
 * 使用条件変更に伴うフローチャート(加熱源、被加熱側、取扱物質等)
 * 使用条件変更に伴う安全装置等の選定理由、概要、仕様書、吹出し量計算
 * 安全装置等の試験成績書(立会い作動試験省略の場合)

問題あり
返却

ステップ2(受付時)
 申請様式記載の有無
 申請者の名義
 申請書部数
 申請期日

- ① 申請様式記載の有無:検査種別、種類、最高使用圧力、内容積、容器の経歴概要、受検地、受検希望日
- ② 申請者名義:廃止した容器を再び設置・使用する者
- ③ 検査申請書部数:正本(登録機関用)1通、その写(申請者交付用 副本)1通 計2通
 →その外、検査実施記録・保存用としての申請者控え分を追加作成することが好ましい
- ④ 検査申請書提出期限:原則、検査受検希望日の30日前まで

問題なし

ステップ3(申請書審査・検査調整)
 申請書類の内容確認
 設計検査(審査)
 検査内容調整
 検査実施内容・日程の連絡

- ① ステップ2①と②による添付書面等により明細書の照合(審査)
- ② ステップ1②と③添付書面等により設計検査(審査)
- ③ 検査実施項目、立会い省略などの確認(調整)
- ④ 検査実施内容・日程の連絡(検査日の少なくとも10日前まで)

問題なし

検査料金 お支払

問題あり

ステップ4(立会検査 合否判定)
 構造検査に準じる
 ①材料検査
 ②外観検査
 ③溶接部検査
 ④水圧検査
 ⑤付属品(安全装置・付属品含む)

- ① 材料検査:過去の検査資料(構造、溶接検査済の印が押されている明細書等)の書面確認
- ② 外観検査:明細書、構造図(安全装置・付属品)など添付図面と照合、検査・測定記録及び打刻されている全ての刻印を確認
- ③ 溶接部検査:溶接継手は過去の検査資料・検査済印が押されている溶接明細書等により確認
- ④ 水圧検査:水圧試験圧力の算定(耐圧部分ごと)、試験圧力30分間保持
 試験圧力の1.5~3倍以下の目盛盤最大指度の圧力計(校正済み2個以上が望ましい)の使用
 あらかじめ、保温材、ケーシング等を除去
- ⑤ 付属品(安全装置・付属品含む):安全装置等の試験成績書(立会い作動試験省略の場合)

問題なし

検査料金 精算

問題あり

検査終了(不合格)
 申請取下げ(取下げ書)

刻印 明細書交付(副本)
 2020年実施 刻印の例
 使用検査 ◯ 神20 △△△

設置者
 労働基準監督署長
 設置届添付(落成検査)